

令和7年度 中山間地域チャレンジ支援事業 募集要項(第3次募集)

1 目的

県内の中山間地域では、高齢化や人口減少に伴い地域を支える担い手の不足が深刻な状況にあり、農業生産活動の継続や地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。

本事業は、地域住民だけでなく、地域運営組織や地域内外の企業や団体等の多様な主体がそれぞれの役割を発揮し、地域の創意工夫を活かした取組を支援することにより、中山間地域の活性化を図ることを目的とするものです。

2 募集する提案事業の内容

中山間地域の活性化に向けて、地域団体等が取り組む試行的な活動に対して支援します。

○事業の対象とする活動項目と取組例

① 新商品開発、加工、販路開拓	例:特産品の開発、販路の開拓
② 生活支援サービス	例:コミュニティバスの仕組みづくり、移動販売による買い物支援
③ 伝統文化の継承	例:伝統芸能や祭りの継承・復活
④ 定住促進の支援	例:空き家調査、住居の斡旋
⑤ 農業生産活動の支援	例:農作業の支援システムづくり
⑥ 農業参入者の促進	例:農作業の指導、農地や空き家の斡旋
⑦ デジタル技術活用等による地域の課題解決の取組	例:アプリを用いた安否確認と見守りシステムの運用
⑧ そのほか地域活性化を目指す取組	例:県話し合い促進事業で作成したアクションプランや地域のまちづくり計画の内容取組み

3 補助区分、対象団体及び要件

補助区分、補助対象団体および補助要件等は次のとおりとします。

補助区分	補助対象団体	支援別の補助要件
(1)ファーストステップ支援 (ソフト事業)	・中山間地域の活性化等に取り組む地域組織、集落団体、自治組織、法人、その他団体等であること ・事業実施個所は富山県が指定する中山間地域であること	・中山間地域の活性化に向けた試行的な取り組みであること
(2)ステップアップ支援 (ソフト事業)		・先進的な取り組み(広域的な取り組みや多様な主体と連携した取り組み、かつ複数(3つ以上)の活動項目に係る取り組み)であること
(3)ハード支援 (ハード事業)		・ファーストステップ支援またはステップアップ支援(ソフト事業)の実施期間中であること

【ハード支援の留意事項】

※ファーストステップ支援またはステップアップ支援(ソフト事業)を実施中の団体のみ申請可能とし、当該ソフト事業の実施期間中に1回限りの支援とします。

※ファーストステップ支援またはステップアップ支援(ソフト事業)とハード事業の両方に申請した場合であっても、ソフト事業のみ採択となる可能性があります。

4 補助率、補助金額、採択件数

補助率、補助金額等は次のとおりとします。

補助対象区分	補助率	補助金額	採択件数
(1)ファーストステップ支援	定額	25 万円以内/年 (最大3年間)	若干数 (予算の範囲内で決定)
(2)ステップアップ支援	定額	50 万円以内/年 (最大3年間)	
(3)ハード支援	1/2 以内	100 万円以内	若干数 (予算の範囲内で決定) (ソフト事業実施期間中に 1 回限り)

※補助金の交付にあたっては、千円未満の端数は切り捨てとする

5 補助対象経費等

中山間地域チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第4号及び別表2を確認してください。

(1)ソフト事業の支援対象経費について

- ①領収書、積算証明書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出を確認できるものに限ります。
- ② 補助対象外となる経費
 - ・交付決定前の応募等に要した経費
 - ・経常的な経費(団体等運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、通信費、人件費、既存物品の撤去費用等)
 - ・団体等の構成員同士による会合の飲食費、構成員への謝礼・賃金
 - ・公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(2)ハード事業の支援対象経費について

- ①ハード事業の対象は 10 万円以上のものに限ります。また、備品購入や工事の契約をする際には、原則として、競争に付することが必要となりますので、ご注意ください。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難である場合は、この限りではありません。
- ②補助対象外となる経費
 - ・交付決定前の応募等に要した経費
 - ・汎用性があり、本事業のみに使用することが確認できない備品購入経費(車両、パソコン、プリンター、タブレット端末、スマートフォン、ゲーム機、机、イス等)
 - ・既存施設・設備等の撤去費用

(3)その他

- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は補助対象外とします。
- ・事業実施に係るすべての支出証拠書類(領収書、契約書等)を保管してください。
- ・地域間連携支援において、共同申請者の企業及び関係会社からの製品調達(工事含む)等がある場合は、交付要綱第4条及び別表2の利益等排除の方法に従うものとします。

6 応募受付期間

令和7年8月5日(火)から9月30日(火)まで

※ただし、締め切り前であっても予算に達し次第受付終了とします。

7 応募方法

提出書類は以下のとおりとし、事業を実施する地域を管轄する各農林振興センター（企画振興課）へご連絡の上、電子メールにより提出してください。

事業に関するご相談については、各農林振興センター、富山県中山間地域支援・移住促進課までご連絡ください。申請書類の不備により、受付できない場合もありますので、提案内容や記載方法等については事前相談を推奨します。

○提出書類

①提案書 ②事業計画書 ③団体等概要書 ④収支予算書

※提出書類の様式の電子ファイルは以下の HP から入手できます。

<https://www.pref.toyama.jp/140406/sangyou/nourinsuisan/nousangyoson/charenji210720.html>

○書類の提出窓口

新川農林振興センター企画振興課

〒937-0863 魚津市新宿10番7号 魚津総合庁舎3階

TEL:0765-22-9136 FAX:0765-22-9154

富山農林振興センター企画振興課

〒930-0096 富山市舟橋北町1番11号 富山総合庁舎3階

TEL:076-444-4475 FAX:076-444-4518

高岡農林振興センター企画振興課

〒933-0806 高岡市赤祖父211 高岡総合庁舎4階

TEL:0766-26-8448 FAX:0766-26-8466

砺波農林振興センター企画振興課

〒939-1386 砺波市幸町1番7号 砺波総合庁舎2階

TEL:0763-32-8130 FAX:0763-32-8140

○事業に関する相談先

上記の各農林振興センターまたは富山県中山間地域支援・移住促進課 TEL:076-444-9607

8 提案事業の審査及び採択方法

事業の審査は、県が別途設置する審査会において、以下のポイントをもとに審査のうえ、予算の範囲内において採択を決定します。

なお、ハード支援は審査会において申請者によるプレゼンテーションを行って頂く場合があります。

（１）ファーストステップ支援、ステップアップ支援

審査のポイント	内 容
協働性	・地域の特性を活かした取組であること。 ・地域住民との連携が図られていること。
創造性	・新たなアイデアや先進的な取組が含まれていること。
実現性	・事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 ・事業計画に具体性があること。 ・実行可能な方法、計画及び予算が立案されていること。
目標・効果	・地域の活性化が期待できること。 ・他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

(2)ハード支援

審査のポイント	内 容
効果	・ソフト事業の実施に効果が高い取組であること。 ・地域の活性化が期待できること。 ・事業費に対して、高い効果が見込まれること。
実現性	・事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 ・事業計画に具体性があること。
モデル性	・他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

9 事業のスケジュール(例) ※応募後、適宜審査します

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①提案事業の募集 | : 9月30日まで |
| ②審査・採択地区決定 | : 10月中旬 |
| ③交付申請・交付決定 | : 10月下旬 |
| ④地域での事業実施期間 | : 11月上旬～令和8年2月末 |

10 その他

- ・事業の詳細については、中山間地域チャレンジ支援事業補助金交付要綱、中山間地域チャレンジ支援事業実施要領をご確認ください。
- ・補助限度額等に条件を付ける場合があります。
- ・採択された事業の提案概要および事業の実績資料等を県のホームページ等に掲載し、その事業を広くPRさせていただくことがあります。
- ・応募申請書は、申請者が所属する市町に情報提供させていただきます。